

## 前回定例会以降の行政の動き

平成27年8月5日  
新潟県防災局原子力安全対策課

**1 安全協定に基づく状況確認**

7月10日、柏崎市、刈羽村とともに、発電所の月例の状況確認を実施しました。  
〔主な確認内容〕

- ・5号機 原子炉給水ポンプ駆動用蒸気タービン軸受箱付近からの油漏れ
- ・7号機 階段通路誘導灯における電源回路の接続不備

**2 安全管理に関する技術委員会**

7月13日、福島事故検証課題別ディスカッション（地震動による重要機器の影響）を開催しました。産業技術総合研究所から爆発の専門家をお招きし、1号機原子炉建屋内の状況について議論を行いました。

<http://www.pref.niigata.lg.jp/genshiryoku/1356771524701.html>

**3 その他**

7月7日：報道発表〔中央防災会議における新潟県知事の発言要旨 ～複合災害を見据えた防護対策へのSPEEDIの活用～〕

7月9日：報道発表〔東京電力(株)から福島原発事故に伴う損害賠償額の一部支払いを受けました〕

7月13日：課題別ディスカッション1「地震動による重要機器の影響（第6回）」を開催

7月20日：報道発表〔本日22時56分頃に発生した地震により柏崎刈羽原子力発電所に異常は確認されていません〕

7月24日：報道発表〔原子力災害対策指針（改定原案）に関するパブリックコメントへ意見を提出しました〕

7月27日：報道発表〔東京電力(株)から福島原発事故に伴う損害賠償額の一部支払いを受けました〕

7月31日：報道発表〔検察審査会の議決についての知事コメント〕

中央防災会議における新潟県知事の発言要旨  
～複合災害を見据えた防護対策へのSPEEDIの活用～

本日、中央防災会議において、委員である泉田裕彦新潟県知事が下記のとおり発言しました。

記

本日、議題として示されました防災基本計画の修正のうち、SPEEDIの削除についてであります。この記載が削除された場合、今後は予測的手法は用いずに放射線の実測値のみで住民避難等の判断が行われることとなってしまう。

しかしながら、実測値のみによる防護措置の判断では被ばくすることが前提となり、住民の理解を得ることは困難です。

また、全国知事会の原子力発電対策特別委員会においても「避難ルート等の検討や準備などには放射性物質の拡散を予測する情報が必要と考えられるため、国においてSPEEDI等の予測的な手法を活用する仕組みを構築すること。」と決議されました。

避難の困難さが増す複合災害時には、判断材料の一つとしてSPEEDI等の予測的手法も活用し、早め早めに防護措置が実施できる仕組みとすることが必要で、今回、SPEEDIの活用について見直すことには反対であり、全国知事会と引き続き調整していただきたいと考えます。

なお、このような事態が生じるのは、原子力災害対策特別措置法と災害対策基本法とが分離しているからであり、企画立案の段階から統合できるような抜本的な見直しをお願いします。

本件に関するお問い合わせ先  
防 災 企 画 課 長 細 貝  
電 話 025-282-1601 内6410  
原 子 力 安 全 対 策 課 長 須 貝  
電 話 025-282-1690 内6450

**東京電力(株)から福島原発事故に伴う損害賠償額の一部支払いを受けました**

本日、県が東京電力(株)に請求している福島原発事故に伴う損害賠償額について、一部支払いを受けましたのでお知らせします。残りの請求額については、協議を継続中です。

**1 今回の受領額**

16,366,257円 (平成27年7月9日受領)

( 平成22,23年度発生経費 一般会計分 13,037,557円 )  
 ( 平成25年度発生経費 一般会計分 3,328,700円 )

**2 受領額の内容**

時間外勤務手当、県産食品輸出検査支援経費等

**3 その他**
**(1) 請求及び受領の状況**

(単位:円)

発生年度	請求日	区分	請求額	今回受領額	受領額累計	備考
H22・23	①H24.12.26 ②H25.3.29	一般会計	364,653,719	13,037,557	202,359,860	
	①H24.12.26 ②H25.3.29	工業用水道	391,587,383	-	382,814,716	
	H24.12.26	流域下水道	5,073,703	-	5,073,703	
		小計	761,314,805	13,037,557	590,248,279	
H24	①H25.12.3 ②H26.9.18	一般会計	275,576,918	-	63,988,526	(3)のとおり請求額変更予定
	H25.10.24	工業用水道	580,922,144	-	579,960,603	
	H25.10.24	流域下水道	1,139,775	-	1,139,775	
		小計	857,638,837	-	645,088,904	
H25	H26.9.18	一般会計	251,266,174	3,328,700	3,328,700	
	H26.9.18	工業用水道	239,161,758	-	237,649,716	
	H26.9.18	流域下水道	844,410	-	844,410	
		小計	491,272,342	3,328,700	241,822,826	
		合 計	2,110,225,984	16,366,257	1,477,160,009	

(2) 今後費用の発生等が確認できたものについて順次請求します。

(3) 東京電力(株)との協議において、錯誤を確認したため、平成24年度発生経費(一般会計分)について、275,576,918円から6,202円減額し、275,570,716円とします。

本件についてのお問い合わせ先  
 放射能対策課 企画調整係長 石川  
 (内線) 6462 (直通) 025-282-1698

# 福島事故検証課題別ディスカッション 地震動による重要機器の影響（第6回）

日時 平成27年7月13日(月) 13:30～16:00

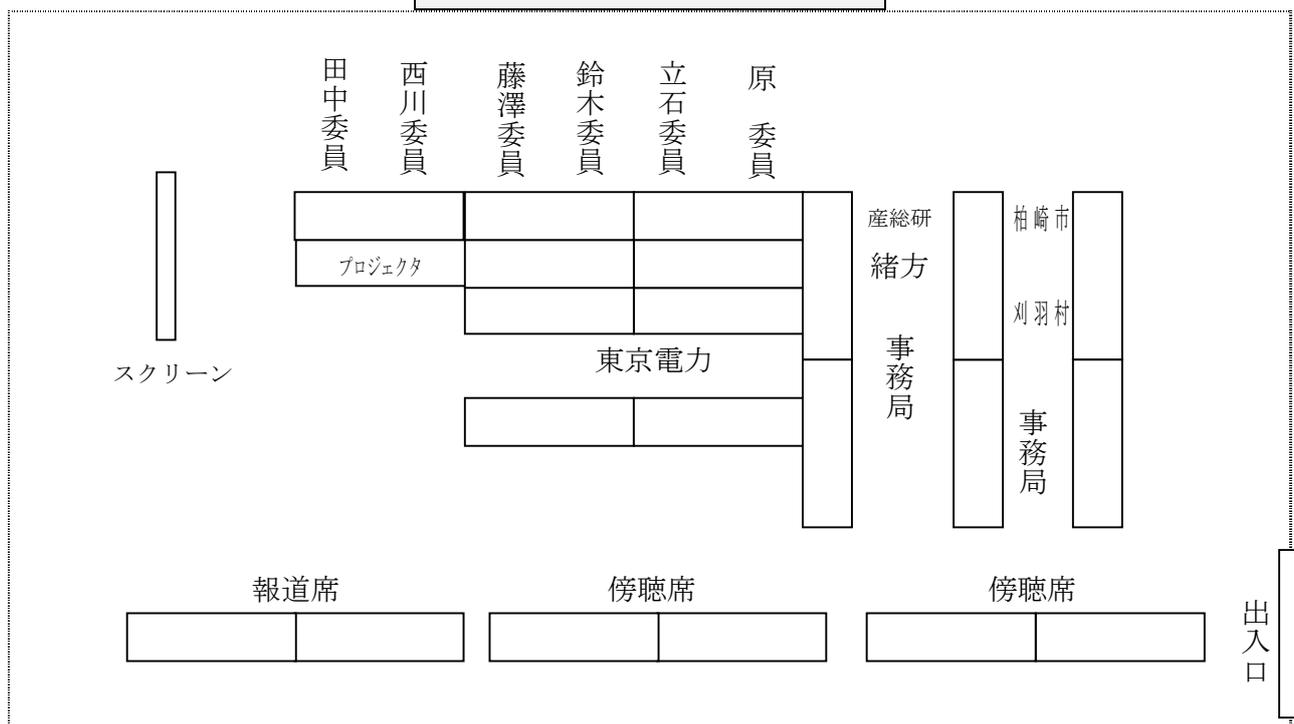
場所 県庁西回廊講堂

- 1 開会挨拶
- 2 事務局説明及びディスカッションの進め方等
- 3 テーマ 福島第一原子力発電所1号機原子炉建屋4階現地調査に関する質問回答
- 4 閉会挨拶

## 出席者

区分	職名		氏名
委員	コア メンバー	科学ジャーナリスト	田中 三彦
		首都大学東京名誉教授	西川 孝夫
		新潟大学工学部（教育組織）教授新潟大学可視化情報研究センター（教育組織）センター長 教授	藤澤 延行
		元・日本原子力研究開発機構安全研究センター研究主幹	鈴木 元衛
		新潟大学名誉教授	立石 雅昭
		新潟工科大学副学長	原 利昭
東京	原子力設備管理部長		川村 慎一
電力	柏崎刈羽原子力発電所 原子炉安全センター所長		宮田 浩一
オブザーバー	国立研究開発法人産業技術総合研究所安全科学研究部門 副研究部門長		緒方 雄二

## 座席表



平成27年07月20日  
23時10分  
原子力安全対策課

**本日22時56分頃に発生した地震により  
柏崎刈羽原子力発電所に異常は確認されていません**

本日22時56分頃に発生した地震（県内最大震度3）により、柏崎市で震度2の震度が観測されましたが、柏崎刈羽原子力発電所において、現在、異常は確認されていません。柏崎刈羽原子力発電所は、現在、全号機とも定期点検により停止中です。

また、県が実施している放射線モニタリングでも、異常な値は検出されていません。発電所周辺の県放射線モニタリングの状況はこちらからご覧いただけます。

<http://housyasen.a.la9.jp/>

本件についてのお問い合わせ先  
原子力安全広報監 市川  
(直通) 025-282-1694

平成27年7月24日  
福祉保健部  
防災局

**原子力規制委員会が実施している原子力災害対策指針の改定原案  
に対するパブリックコメントへ意見を提出しました。**

7月24日、原子力規制委員会が意見を募集している「原子力災害対策指針  
(改定原案)」について、別紙のとおり、意見を提出しました。

本件に関するお問い合わせ先

**【原子力災害医療に関すること】**  
医務薬事課長 宮本  
Tel.025-282-5182 (内線) 2540

**【指針に関すること】**  
原子力安全対策課長 須貝  
Tel.025-282-1690 (内線) 6450

**【放射能に関すること】**  
放射能対策課長 涌井  
Tel.025-282-1693 (内線) 6460

## 原子力災害対策指針（改定原案）への意見

平成 27 年 7 月 24 日

新 潟 県

原子力災害時における防護措置の実効性が確保されるよう、以下のとおり意見を提出します。

### 1 避難時における検査の全体スキームの明示

「避難退域時検査」は、車両やその代表者等を対象として行うものであり、避難の迅速性確保の観点からは一定の意義が認められますが、避難する住民不安の軽減や汚染程度の確認という点では不十分な面もあります。

したがって、車両等の検査結果により検査が不要とされた住民に対しても希望者には検査を実施することや、汚染程度を確認するための検査の全体スキームについても明示するようお願いいたします。

### 2 検査における国の積極的関与

「避難退域時検査」は立地道府県等が実施主体となっておりますが、対象となる住民等が多数に上ることが想定され、また、放射性物質による被ばくの影響が及ぶ可能性のある中で、検査に必要な人員の確保等は困難であると考えられます。

したがって、検査の実施に必要な人員の確保など、検査における国の責任と役割について明示した上で、必要な措置を講じるようお願いいたします。

### 3 資機材等に係る十分な財源の確保

原子力災害医療に必要な資機材・設備の整備等に要する経費については、既存の緊急時安全対策交付金等とは別に、十分な規模の財源措置をお願いいたします。

※ 意見の詳細は、別紙のとおり。

## 原子力災害対策指針（改定原案）に対する意見

別紙

## (1) 指針全般に関すること

整理番号	頁	行	原子力災害対策指針（改定原案） 新旧対照表の該当箇所	意見内容
1	-	-	【改定原案】 指針全般	「避難退域時検査」は、車両やその代表者等を対象として行うものであり、避難の迅速性確保の観点からは一定の意義が認められるが、避難する住民不安の軽減や汚染程度の確認という点では不十分な面もあることから、車両等の検査結果により検査が不要とされた住民に対しても希望者には検査を実施することや、汚染程度を確認するための検査の全体スキームについても明示すること。

## (2) 原子力災害事前対策に関すること

整理番号	頁	行	原子力災害対策指針（改定原案） 新旧対照表の該当箇所	意見内容
2	4	18	【改定原案】 なお、長期の健康管理に備え、スクリーニング等の測定結果を蓄積し、管理できる体制を整備しておくことも重要である。	「スクリーニング等」と「避難退域時検査等」の使い分けを明確にすること。 (理由) 指針（改定原案）第3（5）⑤では、避難退域時検査、鼻スミア、甲状腺スクリーニングを「避難退域時検査等」としているが、「スクリーニング等」は異なるものなのか不明確であるため。仮に避難退域時検査、鼻スミア、甲状腺スクリーニング以外のスクリーニングを指すものであれば、内容を明確にしていきたい。
3	4	18	【改定原案】 なお、長期の健康管理に備え、スクリーニング等の測定結果を蓄積し、管理できる体制を整備しておくことも重要である。	スクリーニング等の定義を明確にすること。 (理由) 「測定結果」を蓄積し、管理する範囲が不明確であるため。
4	7	2	【改定原案】 立地道府県等は、原子力災害医療調整官が立地道府県等の原子力災害対策本部、国の原子力災害現地対策本部及び原子力災害医療・総合支援センター等と調整し、県内外の原子力災害医療派遣チームの派遣先の決定や傷病者等の搬送等の対応に当たる体制を構築しておくこと。	「原子力災害医療調整官」の役割を明確にすること。 (理由) 県の原子力災害医療調整官が、原子力災害医療・総合支援センター等と傷病者の搬送等の体制構築について調整する場合、国の原子力災害現地対策本部医療班の役割（医療チーム要員の派遣先の調整等）と重複することから整合を図る必要があるため。

整理番号	頁	行	原子力災害対策指針（改定原案） 新旧対照表の該当箇所	意見内容
5	7	8	【改定原案】 立地道府県等は、原子力災害医療に必要な基本的な資機材・設備の整備を行い、点検・校正ができるようにすること。	原子力災害医療に必要な資機材・設備の整備等に要する経費については、既存の緊急時安全対策交付金等とは別に、十分な規模の財源措置をすること。 （理由） 原子力災害医療に必要な資機材・設備の整備等は相当な規模の財源を要することから、既存の緊急時安全対策交付金等の枠内では対応できないおそれがあるため。
6	7	10	【改定原案】 立地道府県等は、避難退域時検査等に関しては、緊急時に多数の要員を必要とすることから、平時より緊急対応体制を構築すること。	「避難退域時検査」については、検査の実施に必要な人員の確保など、検査における国の責任と役割について明示した上で、必要な措置を講じること。 （理由） 「避難退域時検査」は立地道府県等が実施主体となっているが、対象となる住民等が多数に上ることが想定され、また、放射性物質による被ばくの影響が及ぶ可能性のある中で、検査に必要な人員の確保等は困難であると考えられるため。

### (3) 緊急事態応急対策に関すること

整理番号	頁	行	原子力災害対策指針（改定原案） 新旧対照表の該当箇所	意見内容
7	12	6	【改定原案】 立地道府県等は、内部被ばくの可能性が高い場合には、鼻スメア及び甲状腺スクリーニング、さらには詳細な内部被ばく線量を推定するため、指定された拠点病院に搬送する。	立地道府県等が、「内部被ばくの可能性が高い」と判断する根拠を明記すること。また、「鼻スメア及び甲状腺スクリーニング」を実施する場所を明記すること。 （理由） 改定原案では、避難退域時検査を実施した後、鼻スメア及び甲状腺スクリーニングの実施、拠点病院への搬送をどこで、どのタイミングで、何をもって判断すべきなのか不明であることから、避難の全体の流れを避難計画等に示すことができないため。

**東京電力(株)から福島原発事故に伴う損害賠償額の一部支払いを受けました**

本日、県が東京電力(株)に請求している福島原発事故に伴う損害賠償額について、一部支払いを受けましたのでお知らせします。残りの請求額については、協議を継続中です。

**1 今回の受領額**

49,414,670円（平成27年7月27日受領）

※平成22,23年度発生経費（一般会計分）請求額の一部

**2 受領額の内容**

県産稲わら緊急確保支援経費、県警特殊勤務手当 等

**3 その他**
**(1) 請求及び受領の状況**

(単位:円)

発生年度	請求日	区分	請求額	今回受領額	受領額累計	備考
H22・23	①H24.12.26 ②H25.3.29	一般会計	364,653,719	49,414,670	251,774,530	
	①H24.12.26 ②H25.3.29	工業用水道	391,587,383	-	382,814,716	
	H24.12.26	流域下水道	5,073,703	-	5,073,703	
		小計	761,314,805	49,414,670	639,662,949	
H24	①H25.12.3 ②H26.9.18	一般会計	275,570,716	-	63,988,526	
	H25.10.24	工業用水道	580,922,144	-	579,960,603	
	H25.10.24	流域下水道	1,139,775	-	1,139,775	
		小計	857,632,635	-	645,088,904	
H25	H26.9.18	一般会計	251,266,174	-	3,328,700	
	H26.9.18	工業用水道	239,161,758	-	237,649,716	
	H26.9.18	流域下水道	844,410	-	844,410	
		小計	491,272,342	-	241,822,826	
		合 計	2,110,219,782	49,414,670	1,526,574,679	

(2) 今後費用の発生等が確認できたものについて順次請求します。

本件についてのお問い合わせ先  
 放射能対策課 企画調整係長 石川  
 (内線) 6462 (直通) 025-282-1698

平成27年7月31日

防 災 局

### 検察審査会の議決についての知事コメント

本日、東京第5検察審査会が福島第一原子力発電所の事故に関する再審査の結果、東京電力の旧経営陣3人について起訴すべきと改めて議決しました。

東京電力は、これまで事故責任を誰も取っておらず、総括も終わっていません。自ら引き起こした事故に対する企業としての責任を果たしておらず、事故の当事者として、本当に厳粛な反省と真摯な姿勢があるとは思えません。

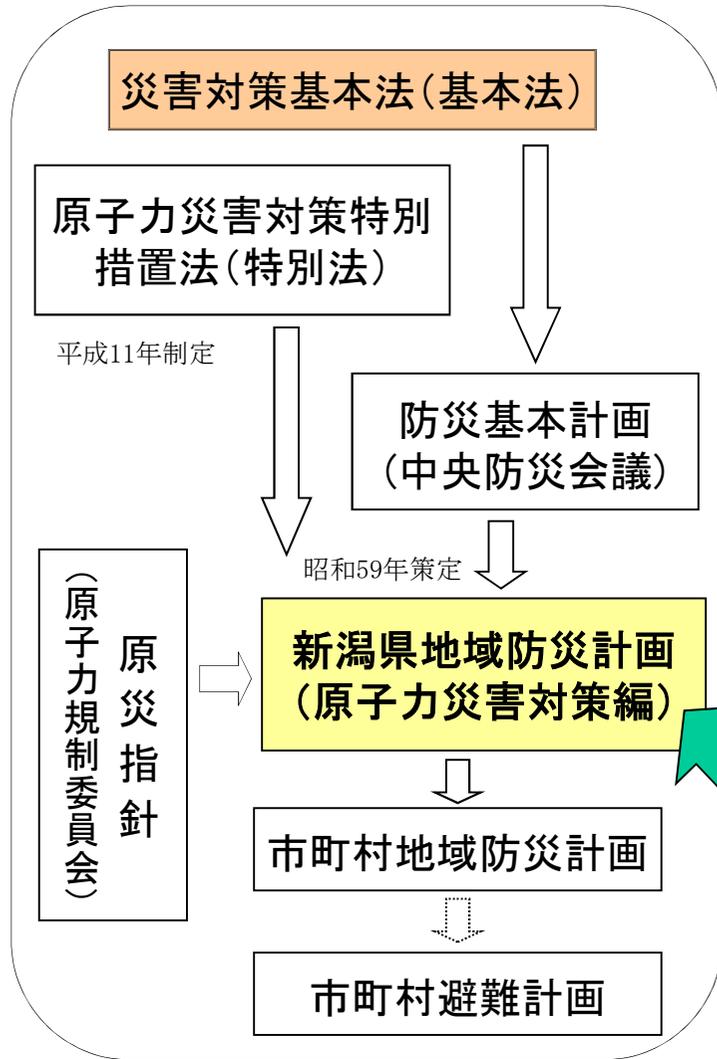
このような状況において、司法の場で事故責任の所在が明確になることを期待しています。

本件についてのお問い合わせ先

原子力安全対策課長 須貝

(直通) 025-282-1690 (内線) 6450

# 県地域防災計画(原子力災害対策編)について



## 新潟県地域防災計画(原子力災害対策編)の主な項目

総則	目的、重点地域、災害想定等
事前	情報収集・連絡体制、防災訓練、モニタリング体制、被ばく医療体制、情報伝達体制の整備等
応急	対策本部等の運営、広域的応援、屋内退避等防護活動、緊急輸送活動等
中長期	汚染除去、モニタリング実施・公表、風評被害対応、心身の健康相談等
複災害	対策本部等の設置、応急対策

平成21年に複合災害対応等を新規追加  
(中越沖地震を踏まえた改正)

## 25年度県地域防災計画(原子力災害対策編)の主な修正ポイント

### ◎ 国の防災基本計画の修正、原子力災害対策指針の改定等を踏まえて修正

#### 1 災害対策を重点的に実施すべき対象区域等の明確化

- ① 災害対策を重点的に実施すべき区域(即時避難区域(PAZ)、避難準備区域(UPZ))の設定 【第1章第3節】
- ② 即時避難区域(PAZ)、避難準備区域(UPZ)の対象範囲を市町村ごとに明確化 【第1章第3節】

#### 2 緊急時モニタリング体制の見直し

- ① 国が統括する緊急時モニタリングに参画、なお、初動は県が主体となって実施 【第2章第10節、第3章第4節】
- ② 緊急時モニタリング計画の作成 【第2章第10節】

#### 3 安定ヨウ素剤の配布体制の強化

- ① 安定ヨウ素剤の事前配布体制等の整備 【第2章第11節】
- ② 安定ヨウ素剤の予防服用の指示 【第3章第8節】

#### 4 即時避難困難時の対応

- ① 放射線防護機能を備えた施設等の整備に向けた取組み 【第2章第12節】

# 24年度県地域防災計画(原子力災害対策編)の主な見直しポイント

※ 広範囲に放射性物質が拡散するような事故を想定し、以下の見直しを行う。

## 1 防災対策の広域展開

### ① 県内全域における原子力防災対策の実施

\* 防災対策エリアを県内全域まで拡大し、柏崎刈羽原発からの距離に応じて防災対策を実施(1章3節)

### ② 広域的な環境放射線モニタリング体制の確保

\* モニタリング設備の広域配置や、代替電源等の確保による緊急時モニタリング体制の充実(2章10節,3章4節,4章2節)

### ③ 緊急被ばく医療対策の広域拡大

\* 被ばく医療機関の追加や、安定ヨウ素剤の分散備蓄等、緊急被ばく医療対策の拡大実施(2章11節)

## 2 実効性のある避難対応

### ① 多様な避難手段を活用し、近隣県も視野に入れた広域避難の実施

\* 自家用車、バス、鉄道、船舶等、避難手段の確保策を含めた広域避難体制の整備(2章13節,3章8節)

\* 即時避難区域・避難準備区域内は、30km圏外への住民避難を実施し、近隣県への避難も想定(2章13節,3章6節)

### ② 県による広域避難の調整・指示と受入市町村による避難所運営等

\* 広域避難を想定した知事による避難調整・避難指示や、市町村長による避難指示(3章6節)

\* 避難市町村ごとの受入市町村は、県が事前に候補地を選定した上でマッチング(2章13節,3章6節)

\* 初動期の避難所運営・避難者ケアは、受入市町村が実施(3章6節)

\* 避難所・屋内待避所については、必要に応じ、原子力災害に備えた機能を付加(2章12節)

## 3 平時からの備えの充実

### ① 実効性のある防災訓練の実施

\* 地震やテロ攻撃に起因する原子力災害、広域避難や住民参加など、想定・項目を工夫して訓練を実施し、第三者による事後評価を踏まえて内容を改善(2章9節)

### ② 防災研修の広域展開と平時からの防災知識の普及

\* 県内全域において、市町村、消防機関、町内会等の防災リーダーを対象に研修を実施するほか、平常時から住民向けの原子力防災知識の普及に努める。(2章7節,8節)

**原子力発電所から概ね5 km圏内の住民に対して、  
安定ヨウ素剤を事前配布します。**

原子力災害発生時の避難に際して、安定ヨウ素剤の服用が適時かつ円滑に行えるよう、国の原子力災害対策指針に基づき、P A Z内（原子力発電所から概ね5 km圏内）の住民に対して、以下のとおり安定ヨウ素剤を事前配布します。

**1 対象者**

P A Z内に居住する3歳以上の住民等 約20,600人  
（柏崎市：約15,900人、刈羽村：約4,700人）

**2 配布日**

- (1) 柏崎市：平成27年9月17日（木）～10月11日（日）の間（計12日間）
- (2) 刈羽村：平成27年10月21日（水）～10月25日（日）の間（計4日間）

※対象者の方に対して、日時・会場を記載した開催案内を、柏崎市及び刈羽村から個別に送付します。

**3 配布方法等**

**(1) 会場等**

- ・柏崎市及び刈羽村のコミュニティセンター等（計12会場）において、事前配布説明会を開催し、配布します。（説明会の会場及び受付時間は別記参照）

**(2) 説明会の内容**

- ・説明会では、医師が安定ヨウ素剤の効用や副作用等を説明し、薬剤師や保健師が説明会参加者の既往症や薬の服用状況等を確認したのちに、安定ヨウ素剤を配布します。

※3歳以上13歳未満の方には1錠、13歳以上の方には2錠配布します。

- ・説明会は、地元医師会、地元薬剤師会等の協力を得て実施します。

本件についてのお問い合わせ先  
医務薬事課 宮本  
（直通）025-280-5182 （内線）2540

<別記>

安定ヨウ素剤事前配布説明会 会場一覧

	開催日	会場	住所	受付時間
柏 崎 市	9月17日(木)	高浜コミュニティセンター	柏崎市宮川2298-3	13:00~18:30
	9月19日(土)	日吉小学校	柏崎市大字土合806	13:00~18:30
	9月20日(日)			9:00~18:30
	9月24日(木)	荒浜コミュニティセンター	柏崎市荒浜3丁目7-17	13:00~18:30
	9月26日(土)	榎原小学校	柏崎市春日3丁目4-31	13:00~18:30
	9月27日(日)			9:00~18:30
	10月1日(木)	中通コミュニティセンター	柏崎市曾地130-4	13:00~18:30
	10月2日(金)	南部コミュニティセンター	柏崎市西山町北野1314	13:00~18:30
	10月8日(木)	西山町いきいき館	柏崎市西山町池浦877	13:00~18:30
	10月9日(金)			13:00~18:30
	10月10日(土)	松浜中学校	柏崎市松波3丁目7-5	13:00~18:30
	10月11日(日)			9:00~18:30
刈 羽 村	10月21日(水)	赤田地区集会所	刈羽村赤田町方543-1	13:00~18:30
	10月22日(木)	勝山地区集会所	刈羽村滝谷1236	13:00~18:30
	10月23日(金)	高町地区集会所	刈羽村下高町466	13:00~18:30
	10月25日(日)	生涯学習センター「ラピカ」	刈羽村刈羽100	9:00~18:30